

こんなときは届出を………保健衛生課へ

国民健康保険の加入は世帯単位の加入となり、世帯主が加入、脱退の届出や保険税、医療費支払いの義務を負うことになります。

次のような場合は14日以内に届出をしてください。

届出に必要なもの

- 加入資格届**
 - 1.黒埼町に転入したとき………印鑑、追加加入のときは被保険者証
 - 1.職場の保険をやめたとき………印鑑、退職証明書、追加加入
 - 1.生活保護を受けなく………印鑑、追加加入のときは被保険者証
 - 1.子供が生まれたとき………印鑑、被保険者証、助産費、育児手当金、請求する。
- 脱退・資格喪失届**
 - 1.黒埼町外に転出するとき………印鑑、被保険者証
 - 1.職場の保険に入ったとき………印鑑、被保険者証、職場の被保険者証
 - 1.生活保護を受けるようになったとき………印鑑、被保険者証
 - 1.死亡したとき………印鑑、被保険者証、葬祭費を請求する。
- 変更届**
 - 1.世帯主が変わったとき………印鑑、被保険者証
 - 1.住所、氏名、続柄が変わったとき………印鑑、被保険者証
 - 1.世帯が分離、合併したとき………印鑑、被保険者証
 - 1.家族(被保険者)に異動があったとき………印鑑、被保険者証

保険証の正しい使い方

内容確かめておきましょう

氏名などの記入事項にまちがいはないかよく確かめ、裏面の「注意事項」もよく読んでおきましょう。

勝手にいろいろ記入しない

自分で勝手に書き直したりすると無効になります。出生や死亡などの変動が家族にあったときは、届出をして訂正を受けなければなりません。

治療がすんだら手許に保管

お医者さんのところに預け放しにしておくとは不便であり、紛失などの事故のもととなります。

貸し借りはダメ

不正行為や不当利得として損害をこうむることになります。

資格がなくなったら返す

転出や、他の健康保険に加入したときは、すぐに保険者に返してください。資格を失っているにもかかわらず、手許に保険証があるばかりにうかつにその保険証で診療を受けると、あとで不正、不当利得としてお金を返すことになったりして困ることにもなります。

保険証ははだかであげないでケースなどに入れて、他の貴重品といっしょに保管しましょう。



国保に加入しなければならぬ人は、黒埼町に住所を有している人は(会社などに勤務をしている)等を除いて全員国保に加入しなければなりません。この場合本人に加入する意志があるなしに関係なく、又赤ちゃんからお年寄りまで年齢に制限なく加入者(被保険者)になります。

わたしたちと国民健康保険

(その2) 加入者

但し、会社等に勤め(社会保険です)、国保と会社の両方の健康保険に加入することはできません。職場の健康保険の方は、適用されている事業所で働いていると、自動的に強制加入者となるためです。国保は、健康保険の加入対象とならない人に対して医療を保障する保険ですので、国保の方をやるべきではありません。

国保の被保険者になりますと、被保険者証が一世帯一枚交付されます。大切に使いましょう。長期間、修学旅行、出張や出かけなどの理由により他の市町村へ転出するときは、その被保険者のために世帯主名義のもう一枚の保険証(②)(③)が交付されます。

農家のみなさん、町では、昭和五十三年度中における、農業近代化資金および農業改良資金の需用(五十三年度に必要な貸付予定金額)を取りまとめられています。五十三年度中に機械や農舎等の建設又は農業用資材を近代化資金や農業改良資金で導入(購入)される

農家のみなさんへ

農業後継者資金(近代化資金) 農業改良資金

申込みは

十月三十一日まで

予定の方は十月末日まで農政課又は農協へお知らせ下さい。農業後継者資金については、あらかじめ県へ後継者としての認定申請書を提出しなければなりませんので、わずれずに申込んで下さい。尚くわしいことは農協又は農政課へお問い合わせ下さい。

地域農政特別対策事業で新しい村づくりを 黒埼町は10月から実施へ



農業と農村に、いま、こんな問題が!!

農用地の有効利用と担い手の育成確保

みんなで相談



新しい村づくりの仕事として、今年から「地域農政特別対策事業」が実施されます。この事業は、農業生産を意欲的に行おうとする担い手農家の育成や農用地をどのようにして確保拡大するか。あるいは、農用地の利用方法を地区のみなさんで話しあい、考え、そして黒埼町の新しい農業のあり方についての計画をつくらうとするもので、これまでの事業とちがって、農業者の話しあいのなかから、新しい農村づくりを考え、計画実行しようとするものです。

地域ぐるみで農用地の貸し借り等の仕事をすすめます。

この事業では、次のような内容の事業が農業者と関係機関団体が力を合わせて実施されます。

- ① 農用地利用調整事業

農用地の流動化の方向、経営規模拡大の方法等を農業者の自主的な話しあいによって具体化するよう調整する。
- ② 農用地利用増進事業

①の仕事を受けて、農用地利用増進事業を計画的にすすめます。
- ③ 特定利用権

遊休農地の耕作または養畜を行うため、市町村、農協が所有者と賃貸借を行い農用地を有効に利用させる。
- ④ その他

農地移動適正化あつせん事業などがある。

整備事業の実施

推進活動によって作成された推進方策を実現させるために行う相談結果の実行であり、規模拡大農家および拡大農地等を中心として次の事業が行われます。

- ① 小規模土地基盤整備事業

0.3ha~20haの範囲で借りた農用地とこれと一体として利用する所有農用地を整備、改良、規模拡大のための農用地の造成改良等の事業に助成する。
- ② 機械施設整備事業

① 共同利用機械施設導入事業

トラクターおよび附属作業機、自走式作業機、施肥播種用、防除用、収穫用、運搬用、かんがい排水用の動力機械および施設、格納施設、集荷貯蔵施設処理加工施設等々に助成されます。

- ② 個別利用機械施設整備助成事業

規模拡大農家等が機械施設の導入に必要な資金を借り入れた場合に、その利子が軽減されます。
- ③ 営農集団活動促進事業

規模拡大農家等が参加する技術研修会、技術交流会、農産物共進会、農産物展示即売会の開催、先進地視察などに助成されます。
- ④ 小作料一括前払助成事業

規模拡大農家が、農用地利用増進事業等によって農用地を借り受け、小作料を一括して前払いするのに必要な資金を借りた場合に、その利子相当額が助成されます。
- ⑤ 特認事業

地域の実情に応じ有効と思われるもの。

●国の助成

推進活動……推進活動をすすめるのに要する経費の50%が3年間補助される。
整備事業……平均事業費は、約8千万円でその50%が補助される。

地域農政特別対策事業について、くわしいことは、黒埼町農業委員会事務局へ 電話 (7) 3101

事業のしくみ

◆推進活動の展開

市町村単位で、これからの総合的な新しい農業の振興計画を作成し、この計画に従って農業生産の担い手の育成と農用地の確保およびその高度利用をはかるための事業で、今年から3年間実施されます。

推進活動では、次の二つの事業が行われます。

●地域農政総合推進事業

この事業では、次のような話しあいの内容で総合推進方策が作成されます。

- ① 今後の営農志向、土地利用の方法、生産基盤の整備、機械施設の導入とその有効利用、生活環境の整備などについて話しあい、意向をとりまとめます。
- ② 農地の有効利用の進め方についての話しあい、意向をとりまとめます。
- ③ いま、ぜひ必要な補助事業、融資事業について話しあい、意向をとりまとめます。
- ④ 農業生産組織の現状や今後の方向について話しあいます。
- ⑤ このような話しあいを通じて担い手農家の相互交流を行い、その輪を広げ、組織化をすすめます。

●農用地管理事業

主に農用地の流動化をはかるため、